

令和4年度公務災害事務担当者研修会における質問と回答

【質問①】

第三者行為に関係して、職員が通勤途中で交通事故（車同士）に遭った場合は、相手の自動車保険から治療費が出る場合は、公務災害の申請はしてもらわず、自動車保険対応にできるように伝えているが、何か問題があるか。例えば、職員側の過失が大きく治療費が出ない（そういうことがあるのかわからないが）とか、後遺症が残るような重症な怪我であれば障害補償が関わってくるため公務災害の申請をするという考えで問題ないか。

【回答】

通勤途中に交通事故に遭った場合には、原則として「公務災害」ではなく「通勤災害」の認定請求事案として受付、審査することになります。

さて、御質問の件ですが、御指摘のとおり、相手方から治療費が全額支払われる場合には、基金からの療養補償を受けることはできませんので、このことのみを捉えると被災職員にはメリットはないように見えます。

しかし、仮に被災職員が症状固定後に後遺症が残った場合には、相手方から支払われた賠償額を差し引いた上で、基金から障害補償給付を受けることができますし、研修会資料のP22及びP23に記載する福祉事業については、支給要件を満たすことにより基金から支給されることとなります。

さらに、基金から公務上の災害又は通勤災害該当の認定を受けた場合には、病気休暇の対象期間等について、私傷病による病気休暇の場合とは異なる取扱いがなされることがあります（服務担当者に御確認ください）。

よって、これらの点を被災職員に十分に説明した上で、公務（通勤）災害認定請求を行うかどうかを確認していただく必要があります。

なお、認定請求する意思が示された場合には、請求手続を適正かつ円滑に進めるため、御支援、御協力をお願いします。

【質問②】

研修会資料P37の事例について、自動販売機に買いに行ったのが「缶コーヒー」ではなく、「水」や「お茶」の場合は認定されるのか。

【回答】

例題事例Case2では、「缶コーヒー」を買いに行く行為は、必要最小限の生理的行為というより嗜好的要素が強いため、職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的行為とは認められないとの判断をしています。

一方で、「水」や「お茶」は、「缶コーヒー」と比較すると一般的に嗜好的要素は強くないので、「水」や「お茶」を買いに行く行為は、必要最小限の生理的行為として職務遂行に通常伴うと認められる必要かつ合理的行為であると認められる可能性があります。

ただし、執務室がある3階にも自動販売機コーナーがあるにもかかわらず、健康のために階段で1階の自動販売機コーナーに向かう際に転倒し負傷した場合や、自動販売機コーナーは1階のみに設置されているが、階段を降りる際に最後の3段をとばして飛び降りて負傷した場合など、恣意的な行為が付随して災害が発生した場合には、公務上の災害として認められない場合もあります。

【質問③】

診断書等料金がかかる書類を添付の上、公務災害認定請求を行った場合に、公務災害と認定されない（よって、診断書料等を含め支払ったものが個人負担になる）のは、どのようなケースか。具体的な事例を教えてください。

【回答】

公務上の災害又は通勤災害該当と認められるためには、公務（通勤）遂行性及び公務（通勤）起因性が認められなければなりません。詳しくは、研修会資料第2章「公務・通勤災害の認定基準」を御覧ください。

当支部において公務上の災害と認められなかった事例としては、

- ・勤務時間中に体調が優れず、吐き気があったため、トイレに向かっていたところ、意識を失って、前のめりに倒れ、床で顔面を強打して負傷した事案
- ・体育館から教室に歩いて戻ろうとした際に、膝の力が一瞬抜け、体勢を崩して前方に転倒し負傷した事案
- ・3kg程度の機器を公用車から下ろそうと持ち上げた際、右膝に重心がかかり、右膝を脱臼した事例

などがあります（いずれも公務と災害との間に相当因果関係がないとの判断）。

上記のように公務上の災害と認められなかった場合は、診断書料等については、自己負担となります。

なお、当支部の所管団体の担当者からお電話等にて、災害発生状況等を説明した上で公務（通勤）災害に該当するかを確認されることがあります。

当支部では、公務（通勤）災害の認定に当たっては、公務（通勤）災害認定請求書及び添付書類に加え、必要に応じて主治医への医学調査等を実施するなどにより、慎重に判断しています。

したがって、公務（通勤）災害に該当するかどうかのお電話等でのお問合せに対しては、お答えできかねますので、御了承ください。